

**産業構造審議会保安・消費生活用品安全分科会電力安全小委員会
電気保安人材・技術 WG（第1回）－議事要旨**

日時：令和元年9月9日（月）14：00～16：00

場所：経済産業省別館3階312会議室

出席者

<委員>

渡邊座長、小野委員、柿本委員、春日委員、佐藤委員、東嶋委員、中村委員、福島委員、
稲月委員（代理：桃原様）

<経済産業省>

河本産業保安担当審議官、橘電気保安室長、他

議題：

1. 電気保安体制を巡る現状と課題
2. 電気保安人材の確保・育成に係る各団体の取組
3. 討議

議事概要：

1. 電気保安体制を巡る現状と課題
 - ① 電気保安を取り巻く環境の変化
 - ② 主任技術者制度の概要と現状
 - ③ 本WGで御議論いただきたい論点

○事務局より、資料3に基づき説明。

2. 電気保安人材の確保・育成に係る各団体の取組
 - ① 電気管理技術者協会の概要
 - ② 電気保安協会から見た保安管理業務に係る課題について
 - ③ 公益社団法人日本電気技術者協会の現状

○各団体より、資料4-1、4-2、4-3に基づき説明

3. 討議

○委員からの主な意見

- ・設置者に保安確保の義務・責任があるという前提で、受託者に指導できるスキームを望む。

- ・スマート保安の導入は今すぐにも始めるべき。これにより点数制を見直す等できないのであれば、理由を教えていただきたい。また、実務経験年数を減らしても現場が回るのであれば減らしていけば良い。
- ・主任技術者として働けるまで時間がかかるため、現行制度では若者が入職のインセンティブを感じられない。
- ・実務経歴の考え方については、法人と個人の場合で多少の相違はある。個人の場合は、個人でいろいろな問題に対してお客様との間で結論を出していかなければならない場面があり、そういうときに実務経歴が重要になる。
保安協会の場合、バックアップする体制ができ上がっている。そういうところは多少の考え方の違いが出て、非常に難しい問題になっていくのではないか。
- ・受託の立場としていろいろなご指導をうけることは賛同。他方、人材育成の努力が受け入れられるような仕組み、枠組みを作っていただけるとありがたい。

○事務局からの主な回答

- ・受託者に指導できるスキームが必要とのこと、承知した。受託者に対する指導権限のあり方について、次回以降議論させていただきたい。
- ・スマート保安について出来ない理由はない。新技術に対応した点数制度や実務経験年数の見直しについて今後検討していきたい。また、実務経験年数の見直しは単に短くするというだけではなく、法人と個人事業主との相違等、色々な議論が必要であり、引き続き本WGで議論させていただきたい。
- ・人材確保については、業界主体の「電気保安・電気工事業界の認知度向上・入職促進に向けた協議会」で検討を進めているところと承知しており、次回WGにてプレゼンいただき議論することも検討している。

問い合わせ先：

経済産業省産業保安グループ電力安全課

電話：03-3501-1742

FAX：03-3580-8486